

だい かいよこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかい  
第6回横浜市障害者差別解消検討部会

にち じ へいせい ねん がつ にち か ごご じ じ  
日時：平成27年6月16日（火）午後2時～4時

かいじょう しちょうしゃ かい かんけいきかんしつむしつ  
会場：市庁舎5階 関係機関執務室

し だい  
次 第

1 かいかい  
開会

はいふしりょう かくにん せつめい  
(配付資料の確認、説明)

2 ぎだい  
議題

- (1) じれい こうひょう  
事例の公表について
- (2) しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい かくにん  
障害者差別解消法の規定について（確認）
- (3) ぜんかい じれい ぶんるい かくにん  
前回の事例の分類の確認について
- (4) じれい ぶんるい ぜんかい けいぞくぶん  
事例の分類について（前回からの継続分）

3 た れんらくじこうとう  
その他（連絡事項等）

し だい  
次 第

14:00

- 1 かいかい  
開会  
(はいふしりょう かくにん せつめい  
配付資料の確認、説明)

14:05

- 2 きだい  
議題  
(1) じれい こうひょう  
事例の公表について  
しりょう せつめい いけん しつもん かた ねが  
資料1により説明。意見、質問のある方はお願いします。

14:15

- (2) しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい かくにん  
障害者差別解消法の規定について(確認)  
しりょう せつめい しつもん かた ねが  
資料2により説明。質問のある方はお願いします。

14:25

- (3) ぜんかい じれい ぶんるい かくにん  
前回の事例の分類の確認について  
しりょう しりょう しりょう せつめい  
資料3、資料4、資料5により説明。  
ぜんかい ぶんるい じむきょく かくにん てん しりょう いいん  
前回の分類について、事務局から確認したい点を資料4「委員に  
うかがいたいこと」にまとめました。ご意見のある方はお願いします。

15:00

- (4) じれい ぶんるい ぜんかい けいぞくぶん  
事例の分類について(前回からの継続分)  
ぜんかい も ご のこ じれい しりょう  
前回に持ち越しとなった残りの15の事例について、資料6のと  
じむきょく ぶんるい そあん さくせい かくじれい ぶんるい  
おり事務局で分類の素案を作成してみました。各事例の分類につ  
て、みなさま いけん かんが かた き  
皆様のご意見、考え方をお聞かせください。

15:50

- 3 た れんらくじこうとう  
その他(連絡事項等)

しんこう よていじかん しんぎ じょうきょう か ばあい  
※進行の予定時間は、審議の状況によって変わる場合があります。

しょうがいしゃさべつ かん じれい こうひょう  
障害者差別に関する事例の公表について

こうひょう かんが かつ  
1 公表の考え方

- (1) 寄せられた事例を全て公表（市のホームページに掲載）します。  
また、市役所でも閲覧できるようにします。音声版も作成します。  
※公表に馴染まない事例はなかったため、全ての事例を公表します。
- (2) 対象者の障害種別により分類したもの、場面別に分類したものの両方を作成し、公表します。
- (3) 寄せられた事例をまずは公表し、市民の方々に紹介することを目的としています。寄せられた事例が全て「障害者差別」に該当するものではありません（公表の際にそのことの説明を加えます）。  
※市民向けの啓発資料等は、この公表とは別に検討していきます。
- (4) 個人、施設等の名称などに関する情報は、公表内容から除きます。
- (5) 長文にわたる事例については、事例の要旨を掲載します。状況等の詳細な説明についても、原則として要旨を掲載します。
- (6) 誤字・脱字等は、可能な範囲で修正します。

こうひょう じき  
2 公表の時期

がつじょうじゅん よてい おんせいばん ていきょう できしだいおこな  
7月上旬（予定） ※音声版の提供は出来次第行います。

だい かいけんとうぶかい おも いけん さんこう  
3 第3回検討部会での主なご意見（参考）

- 寄せられた事例は全て公表すべき（公表から除外するものは検討部会でも確認）。
- 障害者差別解消法の対象とならない個人による差別事例も公表すべき。
- 単なる暴言についても、明確な差別の表れであるので、極力公表した方がよい。
- 個人の偏見によるものも、その積み重ねが社会の偏見であるので、除外しないで公表すべき。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい かくにん  
障害者差別解消法の規定について（確認）

1 障害を理由とする差別（障害者差別）は、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と、障害のある人への「合理的配慮の不提供」の二つです。  
また、対象となるのは、「行政機関」と「事業者」です。

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	ごうりてきはいりよ ふていきょう 合理的配慮の不提供
ぎょう せい き かん 行政機関 しやくしょ くやくしょ (市役所、区役所など)	ほうりつじょう ぎむ きんし 法律上の義務（禁止）	ほうりつじょう ぎむ 法律上の義務
じ ぎょう しゃ 事業者 みせ、がいしゃ、びょういん (お店、会社、病院など)	ほうりつじょう ぎむ きんし 法律上の義務（禁止）	ほうりつじょう どりよくぎむ 法律上の努力義務

ふとう さべつてきとりあつか  
＜不当な差別的取扱い＞

しょうがい りゆう せいとう りゆう さーびす ていきょう きよひ  
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、  
せいげん じょうけん つ こうい い  
制限したり、条件を付けたりするような行為を言います。



ごうりてきはいりよ ふていきょう  
＜合理的配慮の不提供＞

しょうがい かた にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ こま  
障害のある方が日常生活や社会生活で困ることをなくしてい  
くために、まわりのひと がいしゃ おこな むり はんい はいりよ  
を「合理的配慮」と言い、これを行わないことを「合理的配慮の  
ふていきょう い  
不提供」と言います。



2 事業主が労働者に対して行う障害者差別の解消については、別の法律（障害者雇用促進法）で定められています。

3 国のQ & Aでは、障害者差別解消法は、個別の場面における特定の障害者に対する取扱いを対象とするものであり、この法律によって、既存の制度に関して一律に見直しが必要になるものではないとされています。

また、既存の制度については、それぞれの法律の目的も踏まえて、社会的な情勢の変化等必要に応じた検討がなされるべきであるとされています。

しょうがいしゃさべつ う おも じれい てきせつ はいりよ こま じれい  
 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

	ぎょうせいきかん 行政機関によるもの しやくしょ くやくしょ (市役所、区役所など)	じぎょうしゃ 事業者によるもの みせ、かいしゃ、びょういん (お店、会社、病院など)	ぎょうせいきかん じぎょうしゃいがい 行政機関・事業者以外 によるもの きんじよ ひと、かぞく、ゆうじん (近所の人、家族、友人など)
さべつてきとりあつか ① 差別的取扱いをしたもの ×  → してはいけないこと	ほうりつじょう ぎむ 法律上の義務	ほうりつじょう ぎむ 法律上の義務	
てきせつ はいりよ ② 適切な配慮をしなかったもの ×  → しなければいけないこと	ほうりつじょう ぎむ 法律上の義務	ほうりつじょう どりよくぎむ 法律上の努力義務	
た ③ その他  ①、②のいずれにもはい げんじてん ぶんるい 現時点で分類できないもの			

※ ①、②のいずれにもがいとう じれい ばあい  
 該当する事例があった場合は、①と②の両方にりょうほう ぶんるい  
 分類します。

ぜんかい じれい ぶんるい かくにん  
前回の事例の分類の確認について

ぜんかい じれい ぶんるい じむきょく かくにん  
前回の事例の分類について、事務局から確認させていただきたいこと  
があります。次の1から5までの5つです。

いいん  
【委員にうかがいたいこと 1】

しょうがいしゃどうし つあー じれい  
No.14 「障害者同士のツアー」の事例について

ぜんかい いけん しりょう  
前回のご意見を資料5のとおり、まとめてみました。

①「差別的取扱いをしたもの」の場合と、②「適切な配慮をしな  
かったもの」の場合があるのご意見がありましたが、資料5のとおり  
のまとめでよいですか？

じむきょくあん  
[事務局案]

しりょう  
資料5のとおりです。

けんとうぶかい いけん こと ばあい しゅうせい  
検討部会のご意見と異なる場合は修正します。

【委員にうかがいたいこと 2】

No.33 「習字教室の入会」の事例について

前回の<sup>ぜんかい</sup>ご意見<sup>いけん</sup>を資料<sup>しりょう</sup>5のとおり、まとめてみました。

No.14の事例<sup>じれい</sup>と同じように、①「差別的<sup>さべつてきとりあつか</sup>取扱い<sup>さ</sup>をしたもの」の場合<sup>ばあい</sup>と②「適切な<sup>てきせつ</sup>配慮<sup>はいりよ</sup>をしなかったもの」の場合<sup>ばあい</sup>があるとのご意見<sup>いけん</sup>と、①「差別的<sup>さべつてきとりあつか</sup>取扱い<sup>さ</sup>をしたもの」のみとするご意見<sup>いけん</sup>の2つがありました。

資料<sup>しりょう</sup>5に案<sup>あん</sup>1と案<sup>あん</sup>2を記載<sup>きさい</sup>しましたが、どちらの意見<sup>いけん</sup>を検討部会<sup>けんとうぶかい</sup>の意見<sup>いけん</sup>としますか？

【事務局案】

①の場合<sup>ばあい</sup>と②の場合<sup>ばあい</sup>があるとのご意見<sup>いけん</sup>は、①のみとするご意見<sup>いけん</sup>の内容<sup>ない</sup>を含んだご意見<sup>いけん</sup>であるように思います。

No.14と同じ考<sup>おな</sup>え方<sup>かんが</sup>でよろしければ、資料<sup>しりょう</sup>5の案<sup>あん</sup>1になると考<sup>かんが</sup>えます。

検討部会<sup>けんとうぶかい</sup>のご意見<sup>いけん</sup>と異なる<sup>こと</sup>場合は<sup>ばあい</sup>修正<sup>しゅうせい</sup>します。

【委員にうかがいたいこと 3】

No.82 「障害者福祉施設の建設」の事例について

前回、いくつかのご意見がありましたが、あらためて内容を整理し、以下のとおり、まとめてみました。

事務局案のまとめでよいですか？

【事務局案】

誰のどの行為が、障害のある方への①「差別的取扱いをしたもの」  
又は②「適切な配慮をしなかったもの」に当たるのかなどを考えてみました。

・ 誰によるものか

→ 地域住民（行政機関・事業者以外によるもの）

・ 分類

→ ①「差別的取扱いをしたもの」

具体的な内容は事例に書かれていませんが、「近隣住民の障害者、特に知的障害者に対する偏見は容赦のない物」とあるため。

・ 考えられる改善の方向性

→ 地域住民の障害に関する理解を深めてもらう。

施設の建設について、市、事業者が地域住民への説明、事前調整を行う。

【委員にうかがいたいこと 4】

No.197「市バス・地下鉄の介護者の割引」の事例について

前回、いくつかのご意見がありました。が、制度に関わることで、個別の場面における対応で解決する問題ではないため、③「その他。①、②のいずれにも入らないもの」に該当するように思います。

- ①「差別的取扱いをしたもの」、②「適切な配慮をしなかったもの」、③「その他」のうち、どの分類にしますか？

【事務局案】

それぞれの制度ごとに議論されるべき問題であるため、③「その他。①、②のいずれにも入らないもの」ではないかと考えています。

**【委員にうかがいたいこと 5】**

**1から4以外の事例について**

No.14、No.33、No.82、No.197以外の事例の分類は、資料5のとおりのとめでよいですか？

**【事務局案】**

資料5のとおりです。

検討部会のご意見と異なる場合は修正します。

くぶん 区分	No.	こま 困ったこと	しょうがいしゅべつ 障害種別	けんとうぶかい 検討部会としての考え方(案)			こうしてほしかったこと	
				だれ 誰によるものか	ぶんるい 分類	かんが 考えられる改善の方向性		
1.障害のある方	5	ウェブサイトに「観劇サポート」のページはありますが、車いす対応のみで、聴覚障害、視覚障害への対応について書かれておりませんでした。	4.視覚障害 5.聴覚・平衡機能障害	事業者 行政機関	②	②聴覚障害、視覚障害の対応についても記載する。	手話通訳、台本貸し出し、字幕表示、磁気ループ、音声ガイドなどの準備を行う用意があることを当初より明記。問い合わせがあれば対応するのではなく、当初から明記することによって参加しやすくすることが大切と考えます。	
1.障害のある方	14	障害者同士のツアーを旅行代理店から断られる。	5.聴覚・平衡機能障害	事業者	①、②	障害のある人の参加を一律に断る取扱いをしている場合(障害のある人が参加できるとしているにも関わらず断っている場合を含む)は①。障害のある人が参加できるツアーの設定や配慮を旅行代理店が可能な範囲で行っていないため、ツアーに参加できない場合は②。	①障害があることのみを理由として一律に断る取扱いをしない。 ②障害のある人が参加できるツアーの設定を行う。本人の意向を確認した上で、できる配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。	旅行代理店が責任を持って手話のできる人を雇い入れる。
1.障害のある方	16	市役所や区役所の火災報知機や庁内放送について視覚による情報提供がない。(横浜市)	5.聴覚・平衡機能障害	行政機関	②	②視覚による情報提供を行う【命に関わる事案であり、優先的に解決する必要がある】。	視覚による情報提供をする。	
1.障害のある方	23	横浜市内の消防団に加入したいと思ったところ、病気を理由に断られた。病気が回復したと伝えても病歴を理由に入団を断られた。	2.精神障害	行政機関	①	①病歴のみを理由として一律に断る取扱いをしない。 ①病気、障害に関する理解を深めてもらう。	病気が回復したと伝えても病歴を理由に入団を断られた。	
1.障害のある方	29	市内の中学校の個別支援級に通っていた時、運動会や文化祭では一般級が参加する大縄跳びや合唱コンクールに参加できなかった。	3.発達障害	行政機関	①	①障害のみを理由として一律に学校行事への参加を妨げることはしない。	個別支援級の生徒が参加できる機会を増やしてほしい。	
2.障害のある方の家族	33	習字教室の入会を障害があることを理由に断られた。	1.知的障害	事業者	<案1> ①、②	障害のある人の入会を一律に断る取扱いをしている場合(障害のある人が入会できるとしているにも関わらず断っている場合を含む)は①。障害のある人が入会できる準備や配慮を習字教室が可能な範囲で行っていないため、習字教室に入会できない場合は②。【No.14と同じ考え方】	①障害があることのみを理由として一律に断る取扱いをしない。 ②障害のある人が入会できるよう準備をする。本人の意向を確認した上で、できる配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。	
					<案2> ①	障害を理由として断っているため①。	①障害があることのみを理由として断らない。	

※ ①は「差別的取扱いをしたもの」、②は「適切な配慮をしなかったもの」、③は「その他(①、②のいずれにも入らないもの。現時点で分類できないもの)」

くぶん 区分	No.	こま 困ったこと	しょうがいしゆべつ 障害種別	けんとう ぶかい かんが かつ あん 検討部会としての考え方(案)			こうしてほしかったこと
				だれ 誰によるものか	ぶんるい 分類	かんが 考えられる改善の方向性	
1.障害のある方	49	仕事内容をあまり教えてくれない。自分だけ名前を呼び捨てにされる。	1.知的障害	事業者	前半② 前半:仕事を教えることについての職場のルールがないなど、本人の障害に応じた配慮がない場合は②。 後半① 後半:障害を理由としてその人を呼び捨てにしている場合は①。	②本人の意向を確認した上で、障害に応じた配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。 ①その人の名前を呼び捨てにしない。	
1.障害のある方	68	クレジットカード会社からの連絡(若しくはクレジットカード会社への連絡)において、本人による電話しか認めず、本人が聴覚障害者であっても代理人による電話を認めない。及び、電話以外の方法を認めない。	5.聴覚・平衡機能障害	事業者	②	②本人確認の他の方策を検討する。本人の意向を確認した上で、障害に応じた配慮を行う(過重な負担を要する場合を除く)。	聴覚障害者が連絡を取れる方法を確保しないのは差別に当たります。聴覚障害者が連絡できる手段を確保する必要があります。
1.障害のある方	82	10年以上前になりますが、障害者の福祉施設が私の在住している住宅地に建設される時、何の説明もなく突然着工し住民の反対を押しつけて無理に建設されたため、現在でもなお近隣住民の障害者、特に知的障害者に対する偏見は容赦のない物であり、自分が知的障害であることを隠さなければならない状態である。今後も隠し通さなければならないのかと思うと辛いです。そのため時間がかかったとしても市外の施設に通所しているのはそういう理由です。まだまだ行政の方と住民との理解が追いついていないと思います。	1.知的障害	<案>  地域住民(行政機関・事業者以外によるもの)	<案>  ①	<案> ①地域住民に障害に関する理解を深めてもらう。 ○建設について、市、事業者による地域住民への説明、事前調整を行う。	
1.障害のある方	92	横浜市からの情報提供を行うテレビ番組に字幕もしくは手話通訳がついているものについていないものがあった。	5.聴覚・平衡機能障害	事業者 行政機関	②	②字幕など、聴覚障害への配慮を行う。	全ての番組に字幕もしくは手話通訳をつけてほしい。
6.不明	96	脱水を起こして救急病院へ行ったときに一応点滴はしてくれたが、精神病の人は精神病院へ行ってくださいと言われた。	2.精神障害	事業者	①	○精神疾患のみを理由として一律に診療を断る取扱いをしない。 ○病気、障害に関する理解を深めてもらう。	精神病があっても、身体疾患の場合には、普通の人の場合と同様に理解を深めてもらえるようにしてほしい。
6.不明	197	市バス・地下鉄の割引(介護者)身体・知的には介護者は通常の半額になるが精神にはない。精神の人は一人で乗車するのが困難な人がかなりいる。	2.精神障害	事業者	①?		精神の介護者にも市バス220円を110円にすべきである。
6.不明	208	身体障がい者の人は、就労の時に割と容易に受け入れられるのに、精神障がい当事者はそうでないところに差別を感じる。	2.精神障害	事業者 行政機関	<案> ③	具体的な場面の想定ができないため ③。	

けんとう さい さんこう じむきよく あん きにゆう  
**検討の際の参考として事務局で案を記入していますが、分類について、各委員のご意見をお願いします。**

※ ①は「差別的取扱いをしたもの」、②は「適切な配慮をしなかったもの」、③は「その他(①、②のいずれにも入らないもの。現時点で分類できないもの)」

くぶん 区分	No.	こま 困ったこと	しょうがいしゅべつ 障害種別	けんとう ぶかい かんが かつた あん 検討部会としての考え方(案)			こうしてほしかったこと	
				だれ 誰によるものか	ぶんるい 分類	かんが 考えられる改善の方向性		
6.不明	282	びやういん 美容院 たぐさんのなかにいることが苦手なので、事前に でんわ せいしん か かよ はいりよ 電話して精神科に通っているので配慮してほ しいと伝えたら、はさみを扱っているので精神 科に通っている方はお断りしますと言われた。	せいしん しょうがい 2.精神障害	じぎょうしゃ 事業者	①		せいしん つういん りゆう ○精神科への通院のみを理由として いちりつ にゆうてん ことわ とりあつか 一律に入店を断る取扱いをしない。 びょうき しょうがい かん りかい ふか ○病気、障害に関する理解を深めて もらう。	
1.障害の ある方	422	家族や介助者と一緒にいると、自分の事でも 家族らに聞く。本人に聞いてくれない。	しかく しょうがい 4.視覚障害 じょうかく へい 5.聴覚・平 こう きのう しょう 衡機能障 がい 害	ぎょうせい きかん 行政機関 じぎょうしゃ 事業者 ぎょう こと いがい 行・事以外	①		ほんにん はなし ①本人に話をする。 ほんにん かぞくどう はなし ○本人が家族等と話をするを希 う きぼう 望するときは、希望に沿って対応す る	本人に普通に聞いてほし い。
1.障害の ある方	427	ちじん す 知人の住まいを不動産屋で探したことがあつ たが、障害があると断られる。	せいしん しょうがい 2.精神障害 しかく しょうがい 4.視覚障害 したい ふじゆう 6.肢体不自 由	じぎょうしゃ 事業者	①		しょうがい りゆう ○障害があることのみを理由として いちりつ ことわ とりあつか 一律に断る取扱いをしない。 びょうき しょうがい かん りかい ふか ○病気、障害に関する理解を深めて もらう。	
1.障害の ある方	431	びやういん あんない ひょうじ びんく いろ ぼくく しろいろ 病院の案内表示で、ピンク色のバックに白色 の文字の物があった。弱視の人にとって大変 わかりにくい。	しかく しょうがい 4.視覚障害	じぎょうしゃ 事業者	②		しょうがい ひと わ ○障害のある人にとっても分かりや いろ かじゆう ふたん よう すい色にする(過重な負担を要する ばあい のぞ 場合を除く)。	こ いろ ぼくく 濃い色をバックにするなど はいりよ の配慮を。
1.障害の ある方	433	じどう けんばいき せるふれじ ふきゆう すず 自動券売機、セルフレジの普及が進んでいる が、視覚障害者にとっては困る。	しかく しょうがい 4.視覚障害	じぎょうしゃ 事業者	③	ぐたいてき ばめん そうてい 具体的な場面の想定ができないため ③。		
3.障害の ある方の 支援者	440	しやくしよ くやくしよ かつた せつめい せつめい しよるい 市役所や区役所の方の説明や説明書類が、 ちてき しょうがい かつた じへいしょう かつた わ 知的障害の方や自閉症の方には分かりづら いことが多い。絵や文字などを使って分かりや すく説明するなど一工夫お願いしたい。	ちてき しょうがい 1.知的障害	ぎょうせい きかん 行政機関	②		わ せつめい しよるい さくせい ○分かりやすい説明、書類の作成を する(過重な負担を要する場合を除 く)。	

※ ①は「差別的取扱いをしたもの」、②は「適切な配慮をしなかったもの」、③は「その他(①、②のいずれにも入らないもの。現時点で分類できないもの)」

くぶん 区分	No.	こま 困ったこと	しょうがしゆべつ 障害種別	けんとう ぶかい かんが かつ あん 検討部会としての考え方(案)			こうしてほしかったこと
				だれ 誰によるものか	ぶんるい 分類	かんが 考えられる改善の方向性	
しょうがい ある方	457	ろうどうくみあい 労働組合の退会などで、「情報漏れは困る。」 という理由で手話通訳をつけてくれなかった。 さらに手話通訳者派遣事業実施要綱示して、 「守秘義務」があることを説明しましたが、「そ うはいつでも現実はずう。」と言われ、なかなか 理解が得られませんでした。	ちようかく へい 5.聴覚・平 衡機能障 害	ぎよう こと いがい 行・事以外	②	○手話通訳等の配慮を行う(過重な 負担を要する場合を除く)。	とうじ 当時は障害者基本法がな かったので、派遣元の職員 より労働組合に御説明いた だき、ようやく手話通訳がつ くことになりました。労働組 合には、聴覚障害者への 情報保障をもっと学習して ほしいと思い、機会のある ごとにこの事例を話してい ます。
しょうがい ある方 の 家族	460	しょうがい 障害のある家族が幼稚園に申し込んだとき、 手帳を持っているならほかに行ってほしいと園 長に言われた。	したい ふじゆう 6.肢体不自 由	じぎょうしゃ 事業者	①	○障害のみを理由として一律に申込 を断る取扱いをしない。 ○障害に関する理解を深めてもらう。	しょうがいしゃ かよ えん がっこう 障害者が通える園や学校 の窓口を充実してほしい。
しょうがい ある方	470	ぎんこう 銀行では代読、代筆が金融庁でも認められて いる(平成23年～)が、周知徹底されていな い。	しかく しょうがい 4.視覚障害	じぎょうしゃ 事業者	②	銀行で代筆等の配慮がなかったので あれば②。	じようき けん ぎんこう 上記の件について銀行に 周知徹底してもらいたい。
しょうがい ある方	475	オペラを見に行ったら具合が悪くなりそう だったので頓服を飲むと、ついいびきをかいて 寝てしまい、隣の人に「そんな変な薬を飲んで いる人はこういうところに来る資格はないの」と 言われた。	せいしん しょうがい 2.精神障害	ぎよう こと いがい 行・事以外	③	障害を理由とした発言であるのか、 場面が明らかでないので③。	
しょうがい ある方	491	障害者手帳を紛失し、再発行手続きをした。区 役所から「手帳ができた」と電話で連絡があっ た。私は聴覚障害者なのに、電話で知らせてく るのは配慮に欠ける。この時、たまたま、夫が 在宅していたので、電話を受けたので取りに 行くことができた。	ちようかく へい 5.聴覚・平 衡機能障 害	ぎようせい きかん 行政機関	②	○ファックス又は郵送で連絡を行う。	く やくしょ 区役所からなぜFAXで連絡 をもらえないのか?
しょうがい ある方	540	電動車で、電車に乗り、降りる際、駅員さ んがお迎えに来てくれなかったもので、横浜まで 行ってしまった。	したい ふじゆう 6.肢体不自 由	じぎょうしゃ 事業者	③	障害を理由とした行為ではないと考 えられるため③(①、②のいずれにも 入らないもの)。	えきいん ねが 駅員さんにお願ひしなくて も、自由に乗降できるよう 工夫してほしい。

※ ①は「差別的取扱いをしたもの」、②は「適切な配慮をしなかったもの」、③は「その他(①、②のいずれにも入らないもの。現時点で分類できないもの)」

くぶん 区分	No.	こま 困ったこと	しょうがいしゆべつ 障害種別	けんとう ぶかい かんが かつ あん 検討部会としての考え方(案)			こうしてほしかったこと
				だれ 誰によるものか	ぶんるい 分類	かんが 考えられる改善の方向性	
しょうがい 1.障害の かた ある方	543	しょうがいしやよう 障害者用のトイレの数が少ない。けんじょうしや 健常者が30 ぶんいじょう はい 分以上入っていることが多く、おお がしゆつ とき こま 外出の時困って いる。きゆうじつ とく 休日は特にひどくずっとがまん 我慢している。	したい ぶじゆう 6.肢体不自 由	ぎょう こと いがい 行・事以外	③	しょうがい りゆう 障害を理由とした行為ではないと考 えられるため③(①、②のいずれにも はい 入らないもの)。	けんじょうしやよう 健常者用のトイレの数に対 し、しょうがいしやよう 障害者用のトイレの数 がすく が少ないので、ふ 増やしてほ しい。けんじょうしやよう 健常者用トイレが 使用できる人は、しょうがいしやよう 障害者用の トイレが使用できないように てってい 徹底してほしい。しかし、 みじか 短い時間なら大丈夫です。
しょうがい 1.障害の かた ある方	568	しやくしよ 市役所にでんわ 電話をしても、はなし りかい 話を理解してくれず、 たんとう かかり でんわ まわ 担当の係に電話を回してくれない。	はったつ しょうがい 3.発達障害	ぎょうせい きかん 行政機関	②	ようけん ていねい うかが たんとう かかり でん ○用件を丁寧に伺い、担当の係に電 話をつなぐ。	き 決めつけるし、ひと はなし さい 人の話を最 後まで聞かない。た 他の職員 がみうち が身内をかばう。

※ ①は「差別的取扱いをしたもの」、②は「適切な配慮をしなかったもの」、③は「その他(①、②のいずれにも入らないもの。現時点で分類できないもの)」